

	あしきた青少年の家	”	平成17年5月20日
	県立装飾古墳館	”	平成17年4月26日

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局 20 出先機関、教育委員会 9 機関（教育事務所 5、その他出先機関 4）を対象に、合规性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

(指摘事項)

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

総務部

- (1) 時間外勤務は、命令に基づいて行われるべきものであるところ、一部に、正当な時間外に該当する内容であったかどうかを事後に判断の上、時間外実績数を計上するなど、正規の取扱を逸脱しているのを改善すること。また、教務課においては年間 1500 時間を超える職員がいるほか、総じて時間外勤務が多いので所管業務や分担事務の見直し等、早急な抜本策を講じること。(県立大学)

健康福祉部

- (1) 児童自立支援施設については、平成 10 年の児童福祉法改正により業務範囲の拡大が図られ、また、要援護児童を取り巻く状況も大きく変化しているところであるので、諸般の状況を十分に踏まえながら、子ども家庭福祉課と協議のうえ今後における当該施設のあり方について検討すること。(家庭福祉課・清水が丘学園)

土木課

- (1) 港湾使用料については、平成 16 年度末で 14,818,489 円の未収金がある。昨年度に比較し大幅に増加しているにもかかわらず、債権管理が十分なされていない。今後は、債権管理を徹底し、未収金の解消に努めること。(熊本港管理事務所)
- (2) 現年度の未収金が大幅に増えているので、その解消に努めること。(平成 15 年度 5 月末 4,154,643 円 平成 16 年度 5 月末 11,722,421 円)(八代港管理事務所)
- (3) 重要港湾施設使用許可(野積場、係船料)のほとんどが事後申請となっており、短時間係船分にいたっては、何の取扱い上の根拠もなく領収証交付のみで対応している。これらは、いずれも無許可使用として県港湾管理条例に違反するものであり、改善すること。(港湾課・八代港管理事務所)
- (4) 道路清掃業務委託にあたり、随意契約の理由がないにもかかわらず随意契約としている。契約に際しては、その内容を精査のうえ、会計規則に則った適切な事務の執行に努めること。(八代港管理事務所)

(指導事項)

監査において是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

総務部

- (1) 大学事務システム導入に係るプログラムの追加開発に際し、「熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程」第 6 条に規定する地域振興部長への合議が行われていない。また、履行検査に際し、検査員の任命がなされていない。規則・規程に基づく適切な事務処理に努めること。(県立大学)

健康福祉部

- (1) 平成 16 年度末児童保護費負担金の未収金が 52,493,675 円あり、平成 15 年度末と比べて、1,962,860 円増加しているため、未収金対策の見直しの検討などにより、未収金解消に引き続き努力すること。(福祉総合相談所)

林務水産部

- (1) 時間外勤務手当について、全時間外命令時間の 42% を平成 17 年 5 月の勤務報告書で処理している。時間外勤務を命ずる場合は、配当予算額の範囲内で命ずるとともに事務事業の見直し及び適正な業務配分により時間外勤務の縮減に努めること。(水産研究センター)
 - (2) 劇毒物(薬)については、その受け払いを確実に記録するとともに、管理責任者が定期的な確認を行うことにより、適切な管理に努めること。(水産研究センター)
- 土木部
- (1) 八代港国際埠頭警備業務委託について、予定価格調書と業務委託仕様書の内容に不一致がある。契約事務の実施にあたっては内容の精査、チェックにつき十分留意すること。(港湾課(八代港管理事務所))

- (2) 現金徴収事務については、一人の職員が収入調定から収納までの全てを行っている。チェック機能が働く事務処理システムとすること。(港湾課・八代港管理事務所)

教育委員会

- (1) 中央監視制御装置補修工事について、各種調書の作成がされていない。会計規則に則った適切な事務執行に努めること。(県立図書館)
- (2) 規則上は、総務課の分掌事務となっている分館の経理事務がすべて文化財交流課で行われており、規程と取扱の実態が一致していないので、その解消を図ること。(県立装飾古墳館)
- (3) 時間外勤務について、本館分すべてに入退庁時間の確認が行われていない。職員の時間外勤務に対する適切な管理に努めること。(県立装飾古墳館)

熊本県選挙管理委員会告示 36 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、次の施設を新たに指定した旨の報告があった。

平成17年7月20日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
熊本市	碩台地域コミュニティセンター	熊本市北千反畑町5番18号
熊本市	託麻原地域コミュニティセンター	熊本市渡鹿二丁目3番48号
熊本市	御幸地域コミュニティセンター	熊本市御幸笛田七丁目16番2号
熊本市	桜木地域コミュニティセンター	熊本市花立二丁目23番2号
熊本市	高平台地域コミュニティセンター	熊本市高平一丁目17番11号

正 誤

平成17年6月8日熊本県公告第464号（換地計画の適否決定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
4	熊本県公告第463号の2	熊本県公告第464号

平成17年7月11日熊情管公告第1521号（熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札の実施）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	32	ア 日時 平成17年8月23日（火）午後2時から	ア 日時 平成17年8月22日（月）午後2時から
6	37	平成17年8月22日（月）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。	平成17年8月19日（金）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
7	35	August 23th,2005,2:00p.m.	August 22th,2005,2:00p.m.
7	41	August 22th,2005,5:00p.m.	August 19th,2005,5:00p.m.